

第764回栃木県選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和6年10月10日（木） 午後7時00分から午後8時01分まで

2 場 所 県庁本館9階会議室3・オンライン

3 出席者 委員長 金田 尊 男
委員 青田 賢之（オンライン）
委員 松永安優美（オンライン）
委員 杉田明子（オンライン）
書記長 佐瀬 学
書記長代理 大根田 守
選挙係長 吉澤 滋
係長 松本 祥太郎
主任 若目田 圭 佑
書記 店網 有 哉

4 付議事件

(1) 議題

- 議案第1号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領について
議案第2号 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について
議案第3号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者の選任について
議案第4号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者の選任について
議案第5号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第3区における選挙長及び同職務代理者の選任について
議案第6号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区における選挙長及び同職務代理者の選任について
議案第7号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者の選任について
議案第8号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任について
議案第9号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任について
議案第10号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所について
議案第11号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について
議案第12号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について
議案第13号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時について
議案第14号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について
議案第15号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について
議案第16号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について
議案第17号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について

- 議案第 18 号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 19 号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 20 号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 21 号 不在者投票を行うことができる施設の指定について
- 議案第 22 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施計画について

(2) 報告事項

ア その他

5 会議内容

委員長は、開会を宣し、今回はオンラインにて参加している委員もいるため、栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領第 3 条に基づき、通信環境等の確認を行う旨述べた。

書記長は、オンライン参加の各委員に対し、映像と音声と共に問題なく通信できているか問うた。

オンライン参加の各委員は、通信環境に問題がない旨回答した。

委員長は、採決にあたっては画面上で意思が明確に確認できるよう、異議がなく賛成である場合は挙手をするよう述べ、会議に入る旨述べた。

議題

議案第 1 号 「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領について」

議案第 2 号 「衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について」

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第 3 号 「衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 1 区における選挙長及び同職務代理者の選任について」

議案第 4 号 「衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 2 区における選挙長及び同職務代理者の選任について」

議案第 5 号 「衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区における選挙長及び同職務代理者の選任について」

議案第 6 号 「衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 4 区における選挙長及び同職務代理者の選任について」

議案第 7 号 「衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 5 区における選挙長及び同職務代理者の選任について」

議案第 8 号 「衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任について」

議案第 9 号 「最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任について」

書記長は、議案第 3 号から第 9 号は、衆議院小選挙区選出議員選挙等の選挙長等に各委員を選任するものであり、自己に関係する事件に該当し、地方自治法第 189 条第 2 項により、原則として、その会議に出席し、議事や採決に加わることはできないが、委員会の同意によって、会議に出席し、発言することはできる旨説明した。

委員長は、議案第 3 号から第 9 号について、除斥規定に該当する各委員が出席し意見を述

べることについて同意するか否かを採決する旨述べ、各委員に意見を求めたところ意見はなく、各委員に諮ったところ異議がないので、議案第3号、第4号、第8号、第9号について委員長は会議に出席するが採決に参加しない旨述べ、その議事の進行を職務代理者である青田委員が行う旨述べ、議案第5号について松永委員は会議に出席するが採決に参加しない旨述べ、議案第6号、第7号について青田委員は会議に出席するが採決に参加しない旨述べ、議案第3号から第9号について、事務局に説明を求めた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、小選挙区においてどのような考えのもと選挙長が異なっているのか事務局に問うた。

選挙係長は、候補者が円滑に立候補の受付ができるようにするという点を考慮した旨述べた。

青田委員は、議案第3号、第4号、第8号、第9号について、金田委員を除斥しその他各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

委員長は、議案第5号について、松永委員を除斥しその他各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

委員長は、議案第6号、第7号について、青田委員を除斥しその他各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第10号「衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所について」

議案第11号「衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について」

議案第12号「衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について」

議案第13号「最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時について」

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第14号「衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について」

議案第15号「衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について」

議案第16号「衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について」

議案第17号「衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について」

議案第18号「衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について」

議案第19号「衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について」

議案第20号「衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について」

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第21号「不在者投票を行うことができる施設の指定について」

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、県内の老人ホーム等における不在者投票施設としての指定率はどのくらいか事務局に問うた。また、市町選管からの働きかけはあるのか問うた。

選挙係長は、県内の老人ホーム等の全数のデータがないため指定率は分からない旨述べた。

また指定の際は、それぞれの施設から連絡を受け、指定のための調査を行っている旨述べた。

杉田委員は、指定施設ではどのような手順で不在者投票を行っているのか事務局に問うた。

選挙係長は、施設内で不在者投票の実施日を決め、それぞれ入所者の選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に投票用紙の請求を行い、不在者投票を実施する旨述べた。また、多くの場合、施設の職員が立会人となっている旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第22号「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施計画について」

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、中央選挙管理会ではどのような啓発を行うのか事務局に問うた。

選挙係長は、全国紙への啓発広告などである旨述べた。

委員長は、本県では県域のメディアを使った啓発を中心に実施するのか事務局に問うた。

選挙係長は、国政選挙との重複を考慮すると県域メディアを重点的に活用する方法も考えられるが、今回は全国紙も含めて期日周知広告の準備を進めている旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

報告事項

ア「その他」

選挙係長は4点ある旨述べ、1点目は選挙をきれいにする国民運動栃木県本部「声明」について、2点目は選挙管理委員会からのお知らせ（委員会談話）について、3点目はポスター掲示場の適切な利用についてである旨述べ、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、各委員に質疑を確認したが、質疑はなかった。

書記長は、4点目は次回委員会の日程について、令和6年11月20日（水）午後2時からとしたい旨述べ、了承された。

委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。